

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	7	第2	1	(6)	③		③維持管理業務	「経常修繕及び計画修繕を除く大規模修繕は、本事業の事業範囲外である」との記載がありますが、大規模修繕の定義について、具体的な費用の目安をご教示ください。	大規模修繕の定義は、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものです。 大規模修繕の具体的な費用は定めておりませんが、資料13において、市及び指定管理者の実施した修繕業務の実績を示しておりますので、そちらを参考としてください。
2	募集要項	7	第2	1	(6)	③		維持管理業務	念の為の確認ですが、「経常修繕」及び「計画修繕」それぞれの定義は、2023年3月31日に公表された実施方針等による質問回答書No.5に記載のとおりでよろしいでしょうか。 計画修繕＝事業期間中の性能を保持するために長期修繕計画に基づき実施する修繕や耐用年数を迎える機器の部品交換等を実施するもので大規模修繕に該当しないもの 経常修繕＝大規模修繕、計画修繕修繕を除く日常的な小規模な損傷の修繕 大規模修繕＝資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるもの	経常修繕及び計画修繕の定義はお見込みのとおりです。
3	募集要項	7	第2	1	(6)	④	ウ	運動プログラム運営業務	PFI事業者が実施する運動プログラム運営業務とは、本事業のうち、運営業務の一環としてPFI事業者の自主事業として実施するものという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	募集要項	8	第2	1	(10)	③		光熱水費	運営準備期間を含めて、施設の引き渡しの日以後に発生する光熱水費は予定価格に含まれない（提案金額の評価対象外）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、令和9年4月分から令和12年3月までの3か年度分は市が直接負担し、令和12年度分以降は令和9年度から3年間の光熱水費実費の平均額を基に協議を行った上で新たな「基準額」を設定し、事業期間にわたり毎年度同額を支払う予定です。
5	募集要項	8	第2	1	(10)	③		③光熱水費に相当する費用	事業者が光熱水費を見積もる必要はなく、収支計画書にも反映する必要がないという理解でよろしいでしょうか？見積もる必要がある場合は、競争上の公平性を確保するため「基準額」の公表をお願いします。	今回の提案において、光熱水費の見積もりは必要ありません。
6	募集要項	8	第2	1	(10)	③		光熱水費	運営準備期間を含め、新体育館の引渡し日以後に発生する光熱水費は、提案価格に含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 今回の提案において、光熱水費の見積もりは必要ありません。
7	募集要項	9	第2	1	(10)	⑤		PFI事業者の運動プログラム運営業務による収入	PFI事業者の運動プログラム運営業務とは、運営業務の一環であるため、当該運動プログラムを運営するにあたり、賃料は発生しないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
8	募集要項	10	第3	2				PFI事業者の募集・選定スケジュール	提案審査書類の審査・プレゼンテーションについて、令和6年1月中下旬に実施予定とされていますが、詳細は今後示されるという理解でよろしいでしょうか。プレゼンテーションの時間、応募団体毎の参加可能人数が既に決定されていればご教示ください。	プレゼンテーション実施方法等の詳細については、対象の事業者に別途お示しします。
9	募集要項	14	第3	3	(4)	③		その他	市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合があります。とありますが「応募者と協議の上」公開すると変更頂く事は可能でしょうか。	募集要項を「応募者と協議の上公開する」と修正します。
10	募集要項	17	第3	4	(11)			提案金額の記載	提案金額の計算の前提となる金利水準（令和5年11月17日の午前10時30分時点の指定レート）ですが、認識の齟齬を回避する為、当該基準金利を貴市ホームページにて、同日夕方に公表して下さいますようお願いいたします。	基準金利は令和5年11月17日を採用予定です。 提案者間で齟齬がないよう、採用予定の金利を令和5年11月17日までに市から提案者側にメールでご連絡致します。
11	募集要項	17	第3	4	(10)			予定価格	ここでいう「体育施設整備業務」とは具体的には事業契約P49 別紙2 41.体育施設整備費を指すもので、「提案様式 7-8-2 施設整備費の内訳書」の税込合計額が該当するという理解でよろしいでしょうか。また、上記により、割賦手数料は、「体育施設整備業務を除く予定価格」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「体育施設整備業務」の認識についてお見込みのとおりです。 「体育施設整備業務を除く予定価格」には、運営準備費、維持管理費、運営費の割賦手数料は含まれております。 ただし、体育施設整備業務費の割賦手数料は含まれておりません。
12	募集要項	18	第3	4	(12)			サービス対価の構成	以下のとおり募集要項と事業契約書に齟齬がありますが、事業契約書が正しいことよろしいでしょうか。 ①体育整備費【割賦分】は、募集要項では「A-2-3」と整理されていますが、事業契約書別紙9では「A-4」と整理されています。 ②体育施設整備費（その他）【割賦分】は、募集要項では「A-3」と整理されていますが、事業契約書別紙9では「A-5」と整理されています。	ご指摘のとおり事業契約書（案）の記述が正しいです。 ①については「A-4」、②については「A-5」として、募集要項を修正します。
13	募集要項	20	第7	2				優先交渉権者の決定	プレゼンテーションの際にパネルや模型の持ち込みは可能でしょうか。	可能です。 ただし、提案書提出時にパネルや模型も一緒に提出してください。
14	募集要項	21	第7	3		③		事業契約の締結	「仮契約を特別目的会社との間で締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結する」とありますが、仮契約と別に本契約として契約書を作成することを意図しているのではなく、仮契約が本契約に切り替わるという運用でよろしいでしょうか。それぞれで契約書を作成する場合は、事業者としては印紙税法に基づき印紙税の納付が2回必要となり、提案価格上昇の要因にもなりますのでご容赦ください。	契約書の作成については、ご理解のとおりで、仮契約が本契約に切り替わることを想定しています。 そのため、印紙税の納付は1度になると考えております。
15	要求水準書	2	第1	3				本事業の目的	要求水準を満たし建設した結果、第88回国民スポーツ大会等各種大会の整備基準に満たない場合は市の負担で改修工事を行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、本事業で整備した施設で実施可能な種目を行っていくのが基本的な考え方となります。
16	要求水準書	10	第2	1	(1)	①		新体育館の目指す基本コンセプト	バラスポーツ等にも適した施設設計とありますが、障がい者のスポーツ利用について、米子サン・アビリティーズ様とのすみ分けはどのようにお考えになっておられますでしょうか。（利用者への優先利用誘導や、特定のバラスポーツの振り分けなどのお考えがあれば伺えますでしょうか）	米子サン・アビリティーズは県西部における障がい者スポーツの拠点施設として、障がい者利用を優先しております。 新体育館については、優先利用の措置までは考えておりませんが、障がいのある人も無い人も同じ空間でスポーツに親しめる施設として整備を目指しており、日常的な練習利用については、施設へのアクセスや予約状況、利用料金などを勘案し、利用者にご利用する施設のご判断をいただくことになると考えます。 ただ、施設の規模から、大会利用は新体育館の優先度が高まると認識しています。
17	要求水準書	12	第2	1	(5)	②		敷地面積	新体育館整備地は市民体育館を除却した跡地及び市民体育館に隣接している補助グラウンドとすると思いますが、概要欄には市民体育館の敷地面積10,103㎡、補助グラウンドの敷地面積約8,000㎡、新体育館整備地の敷地面積約24,100㎡とあり、約6000㎡程度の差があります。 新体育館整備地の敷地面積としては約24,100㎡を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	13	第2	1	(5)	②		対象敷地	12頁の【新体育館整備用地の概要】で敷地面積の記載があり、13頁の【東山公園概要】に公園面積と建べい率の記載があります。 敷地面積は、新体育館整備予定地の面積とし、建築基準法上の敷地面積は東山公園面積となると考えてよろしいでしょうか。 また、その場合、新体育館整備予定地で、建べい率100%としても、都市計画公園の建べい率10%以下で公園内施設が納まっていると考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の敷地面積については、東山公園全体の面積ではなく、新体育館整備予定地の面積が基準になると考えております。 要求水準書において、新体育館の延床面積の想定を12,000㎡と示しするとともに、令和5年3月に公表した実施方針等への質問・意見への回答の中で16,000㎡を超えないようお伝えしているところです。 整備予定地の用途地域については、事業実施が可能となるよう都市計画の変更等を予定しており、現時点で建べい率は明確ではありませんが、整備する施設の性質や上述した延床面積の上限を踏まえると、資料23としてお示しした許容建築可能面積の上限（11,548㎡）内での整備に大きな支障はないと考えております。
19	要求水準書	13	第2	1	(5)	②		対象敷地	市民体育館跡地と補助グラウンドを一体的に活用することで区画の変更は発生せず、開発行為には該当しないと考えてよろしいでしょうか。 また、現補助グラウンドの地目は建築可能な地目で地目の変更は不要と考えます。	都市公園内での公園施設の整備であり、開発行為には該当しません。
20	要求水準書	13	第2	1	(5)	②		想定浸水高	【東山公園概要】には想定浸水高0.5m～3.0mとあり、東山体育館は0.5m未満とあります。浸水高を正しく設定するため、資料5の平面図に記載の地盤レベルに対応する東山体育館の床レベルをご提示下さい。	対象地は米子市HM(洪水)の日野川の浸水想定区域図(想定最大規模)内に該当します。 日野川の浸水想定区域図は、管理者である国土交通省日野川河川事務所が作成しており、浸水高は、国土地理院地図の標高に想定浸水高を加えたものとなります。 また、参考資料を資料10へ追加します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
21	要求水準書	13	第2	1	(5)	②		【東山公園概要】 その他	「■想定浸水高0.5m未満～3.0m（公園内の東山体育館は緊急避難場所に指定：0.5m未満）」と記載がありますが、具体的に想定されている浸水高さは、海拔何メートルでしょうか。ご教示ください。	対象地は米子市HM(洪水)の日野川の浸水想定区域図(想定最大規模)内に該当します。 日野川の浸水想定区域図は、管理者である国土交通省日野川河川事務所が作成していますが、海拔表示図面は存在しないため、国土地理院地図の標高データを参考としてください。 浸水高は、国土地理院地図の標高に想定浸水高を加えたものとなります。
22	要求水準書	14	第2	1	(2)			駐車台数	普通車の駐車台数291台以上とは来館者用・施設用を含めた駐車台数と考えてよろしいでしょうか。	来館者用の駐車台数として整備してください。
23	要求水準書	14	第2	1	(2)			駐輪台数	駐輪場100台程度の記載がありますが、自動二輪車の台数は考慮しなくてもよろしいでしょうか。	台数の考慮は必須ではありませんが、専用の駐車区画整備を提案いただくことは可能です。
24	要求水準書	15	第2	2	(5)	ア		放送設備	メインアリーナはプロスポーツや全国規模の大会に耐えうる放送設備を備えとありますが、具体的にどのような設備を備えることを期待されているのでしょうか。スポーツ種目や試合・大会によって、整備する放送設備が異なると思われるので、必要な放送設備をご提示いただけないでしょうか。	放送設備については、要求水準書P25の「拡声設備」の記述を踏まえ、アリーナ内での放送の明瞭性にご配慮いただくようお願いいたします。 設備としては、高い頻度で開催することが見込まれる市や県レベルの学生向けの大会等が円滑に実施できる機能が備わっていれば基本的には問題ないと考えますが、国民スポーツ大会やBリーグ、Vリーグの開催も想定しておりますので、仮設も含めそうした規模の大会にも対応できるようご提案ください。
25	要求水準書	15	第2	2	(4)			新体育館の動線計画	「屋内外とも各動線には、適切に音声誘導装置を配置すること」と「音声」に限定されておりますが、誘導の目的が達成できれば、公園内における施設配置や新体育館までの経路・方向などを示すサインの設置でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。 なお、サインでの誘導ではなく「音声」に限定される場合には、対応言語数(種)に対するお考えをご教示ください。	誘導の目的が達成できれば、公園内における施設配置や新体育館までの経路・方向などを示すサインの設置で問題ありません。 なお、音声の対応言語については日本語を必須とし、その他は提案に委ねます。
26	要求水準書	15	第2	2	(4)			新体育館の動線計画	14ページにサインにおける言語の指示がありました。音声誘導についても貴市の想定する言語がございましたらご教示ください。	音声の対応言語については日本語を必須とし、その他は提案に委ねます。
27	要求水準書	16	第2	2	(5)	①		運営機能	催事等の利用にも配慮した施設としますが、建築基準法上『体育館又はスポーツの練習場』とし扱います。	ご理解の通りです。
28	要求水準書	17	第2	2	(5)	③		武道場	武道場の利用について、主に練習等での利用を念頭に置いているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	要求水準書	18	第2	2	(5)	⑩		防災機能	「・災害の種類によっては、サブアリーナ及び武道場を避難所として活用することを想定しておくこと」と記載がありますが、どの様な災害の場合に、サブアリーナ及び武道場を避難所として活用される予定でしょうか。	主に地震の際に避難所としての活用を想定しています。水害については、水系により施設周辺エリアへの被害が想定されない場合は、避難所として活用する可能性があります。
30	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑩		運営機能	計画敷地内に設置する非常用発電装置及び防災倉庫の申請及び手続きは設計業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑩		運営機能	非常用発電装置の燃料補充を始めとする維持管理は、維持管理企業が行う業務ではなく、貴市が行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑩		新体育館の諸室・機能に係る要求水準	災害時の水源として県営東山水泳場のプールの水を活用することとありますが、災害時の飲料水もプールを水源として想定されているのでしょうか。 具体的な活用先についての想定があれば、ご提示いただけないでしょうか。	主にポンプとホースで送水するトイレ排水での活用を想定しています。
33	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑩		防災機能	災害時の水源として県営東山水泳場のプール水の活用を想定することと記載されていますが、直接体育館と結ぶ配管が必要でしょうか。	必要ありません。
34	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑫		諸室床面積	諸室床面積はピロティ空間のような外部に開放した部分は含まず、床・壁・天井で囲われた屋内空間の床面積と考えてよろしいでしょうか。 また、キャットウォーク等のメンテナンス用部分も床面積に含まないと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の「屋内用途に準ずる施設」は外部空間であっても申請上は延床面積に含まれるものと考えます。
35	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑫		諸室床面積	床面積の総計12,000㎡とありますが、実施方針発表時の質問回答書で「起債要件の都合上、延床面積16,000㎡を越えない」と回答を頂いています。 延床面積とは、登記上の延床面積と回答頂いていますが、建築基準法上の延床面積同様とし、屋根を掛ける駐輪場や例えばピロティ下に設けた駐車場等も含むと考えてよいでしょうか。 また、起債の要件となる対象面積をご提示いただけないでしょうか。	延床面積の取扱いについては、お見込みのとおりです。 起債の要件として、集約する既存3施設の合計から延床面積が減少する必要があり、既存3施設の延床面積の合計は16,385㎡です。
36	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑫		諸室床面積水準	「床面積の総計は12,000㎡程度を目安とすること」と記載があり、実施方針等に対する質問への回答に、「活用を予定している財源の都合上、16,000㎡は超えないでください」と記載がありますが、ピロティを設けた場合で、ピロティを駐車場、多目的スペース等の用途として利用する計画とした場合、そのピロティの面積は、16,000㎡を上限とする床面積に含む、との理解で宜しいでしょうか。 また、床面積が16,000㎡を超えた場合は、要求水準未達となる、との理解で宜しいでしょうか。	建築基準法上の「屋内用途に準ずる施設」は外部空間であっても申請上は延床面積に含まれるものと考えます。 申請機関の解釈もあるため、一度事前協議をお願いしたい事とその解釈のもと、16,000㎡を上限として下さい。
37	要求水準書	19	第2	2	(5)	⑬		メインアリーナとサブアリーナの一体空間について	“一体の空間として整備することを可能とする。”という記載がありますが、一体化は必須ではなく、メインとサブの分離整備の方が利便性向上に資すると判断した場合は、分離整備での提案も可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。一体化はあくまでオプションとして提案が可能なのであり、施設の利便性向上に寄与しないのご判断であれば、提案いただく必要はありません。 ただし、一体化を実現した上で利便性の向上も図ることのできる提案があった場合は評価につながることであります。
38	要求水準書	19	第2	2	(5)	図表4		メインアリーナ、サブアリーナの床材について	16頁に①メインアリーナはフローリング床とすることとあり、図表4中にフローリング床もしくは～とあります。16頁の②サブアリーナは床材については記載がなく、図表4中にメインアリーナと同じ内容の記載があります。 サブアリーナの床材については、特に指定がないと考えてよろしいでしょうか。	サブアリーナの床材についてはメインアリーナと同様の考え方です。要求水準書を修正します。
39	要求水準書	19	第2	2	(5)	図表4		各諸室の面積水準	メインアリーナ及びサブアリーナの備考欄にて、「フローリング床もしくは同等以上の機能を有する床」との記載がございますが、「フローリング床もしくは同等以上の機能を有する床」という認識で間違いございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書を修正いたします。
40	要求水準書	19	第2	2	(5)			新体育館の諸室・機能に係る要求水準	天井高の設定が無い諸室については事業者での設定を可能とし、質疑回答以降の変更は無い認識で宜しいでしょうか。	利用者の利便性を考慮して適切と思われる天井高をご提案ください。
41	要求水準書	19	第2	2	(5)			新体育館の諸室・機能に係る要求水準	要求水準の中で「必要に応じて増減が可能」と記載がある諸室について、面積減少の下限値はありません。また、面積を減らすことにも十分な理由がある場合はプラス評価として採点いただけますでしょうか。	面積減少の下限値はありません。要求水準書に規定している施設の機能を確保した上で、施設の面積を効率化し、敷地の有効活用等に繋がっていると判断される場合はプラス評価に寄与すると考えます。
42	要求水準書	21	第2	3	(2)			建築構造に係る要求水準	構造体の耐震安全性について、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年版)に基づきⅡ類とありますが、大地震時の層間変形角の制限値を満足させること及び割増率を考慮した保有水平耐力を確保することによってよろしいでしょうか。或いは一次設計時の層間変形角より大地震動時の層間変形角を推定する方法等において、全て上記基準に準拠する必要がありますでしょうか。	ご理解の通りです。 保有水平耐力を確保することとしてください。
43	要求水準書	21	第2	3	(1)	-		基本的な考え	ZEB Readyクラス以上を満足できない場合、要求水準を満たせば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ZEB認証は必須要件ではありませんので、お見込みのとおりです。
44	要求水準書	21	第2	3	(1)			ZEB Ready	「ZEB Readyクラス以上を目指すこと。」とありますが、認証の取得が必要となりますでしょうか。また、認証取得が必要な場合、取得費用はサービス対価に含むのでしょうか。	ZEB認証は必須要件ではありませんが、取得を目指すことと提案があった場合は、本事業の中で認証取得のための手続きを行っていただく必要があると考えます。取得費用についても同様です。 なお、指摘のあった文言に関連する記述の記載場所を第2-2-(5)④(P19)に変更します。
45	要求水準書	21	第2	3	(1)			基本的な考え方	「ZEB Readyクラス以上を目指すこと」とありますが、第三者評価機関による認証は不要との認識でよろしいでしょうか。	ZEB認証は必須要件ではありませんが、取得を目指すことと提案があった場合は、本事業の中で認証の取得に向けた手続きをお願いします。 なお、指摘のあった文言に関連する記述の記載場所を第2-2-(5)④(P19)に変更します。
46	要求水準書	21	第2	3	(1)			基本的な考え方	構造の基本的な考え方において、ZEB readyクラス以上を目指すことの文言が記載ありますが誤記と考えて宜しいでしょうか。	ZEB Readyクラス以上の認証取得を目指すという考え方は変わりませんが、指摘のあった文言に関連する記述の記載場所を第2-2-(5)④(P19)に変更します。
47	要求水準書	21	第2	3	(1)			基本的な考え方	構造の基本的な考え方において、木材等の資材について県産材の利用に配慮することと記載ありますが構造ではなく内装材としての利用も可と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書	22	第2	4	(2)			建築設備に係る要求水準	給湯設備で給湯供給する場所・衛生器具については、事業者提案としてよろしいでしょうか。ご指定の箇所があればご提示いただけないでしょうか。	事業者提案に委ねますが、利用者の利便性等を考慮し設定してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
49	要求水準書	22	第2	4	(2)			給水設備	「雨水利用を検討すること」とありますが、検討対象とする雨水利用の方式に特段の指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、検討の結果、PFI事業者の判断で不採用とした場合でも要求水準未達とは判断されない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	要求水準書	22	第2	4	(1)			建築設備に係る要求水準	共通事項に「全館に空調設備と換気設備を設け、」とありますが、空調・換気設備を設ける室は事業者の提案としてよろしいでしょうか。また、各室設備設置一覧表をご提示いただけないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
51	要求水準書	22	第2	4	(1)			建築設備に係る要求水準	空調する諸室の温湿度条件など、事業者提案としてよろしいでしょうか。各室の設計条件（温湿度など）のご指定があれば、記載されたものをご提示いただけないでしょうか。	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」を参照し、利用者の利便性等を考慮し設定してください。設計条件は別紙を参照してください。
52	要求水準書	22	第2	4	(1)			建築設備に係る要求水準	熱源設備に「地中熱利用の採用を検討すること」とありますが、地中熱利用とはどのようなものを想定されているのでしょうか。具体的な方式をご提示いただけないでしょうか。	具体的な方式は指示しませんが、ヒートポンプシステム、熱伝導、空気循環、水循環、ヒートパイプ等さまざまな地中熱の利用形態があります。市として目指しているZEB Readyクラス以上の省エネルギーを達成するためには、地中熱を利用した空調、換気、給湯における費用対効果を鑑み、検討する必要があるものと考えます。
53	要求水準書	22	第2	4	(1)			建築設備に係る要求水準	換気設備に「空調負荷低減に配慮し全熱交換器を設置すること」とありますが、全熱交換器を設置する室は事業者提案としてよろしいでしょうか。設置する室にご指定があれば記載されたものをご提示いただけないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
54	要求水準書	22	第2	4	(1)			建築設備に係る要求水準	自動制御設備にエネルギー使用量の計測および軽量とありますが、計測、計量箇所は事業者提案でよろしいでしょうか。ご指定の計測・計量箇所があればご提示いただけないでしょうか。	事業者提案に委ねます。
55	要求水準書	22	第2	4	(1)			熱源設備	「地中熱利用の採用を検討すること」とありますが、検討対象とする熱利用の方式に特段の指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、検討の結果、PFI事業者の判断で不採用とした場合でも要求水準未達とは判断されない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書	22	第2	4	(1)			空調換気設備	ダクト設備について、騒音値規定のある系統には消音機等を考慮する事とありますが、対象となる諸室をご教授いただけますでしょうか。	メインアリーナ・サブアリーナ・武道場を除く居室を対象とします。
57	要求水準書	25	第2	4	(3)	図表9		太陽光発電設備	米子市様設置の太陽光発電設備は余剰発電、全量発電のいずれでしょうか。	余剰発電となります。
58	要求水準書	28	第2	6	(4)			解体及び撤去工事業務の要求水準	工事車両の搬出入ルート等の施工条件はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書	28	第2	6	(4)			解体及び撤去工事業務の要求水準	新体育館建設範囲外の工事に支障のない範囲の地中埋設物は調査不要と考えてよろしいでしょうか。	工事に支障のない範囲であれば調査不要です。なお、整備敷地の範囲については、埋蔵文化財の調査対象ではありません。
60	要求水準書	28	第2	6	(4)			解体及び撤去工事業務の要求水準	既存杭引き抜き後の埋め戻し材に指定はございますか。また、セメントミルクや流動化材などをご指定の場合、強度のご指定はございますか。	指定はありませんが、改良剤を使用する場合は、六価クロム溶出試験等必ず行うようにしていただくとともに、環境面や強度が低下しないようにご配慮ください。
61	要求水準書	29	第2	7	(3)	①	ア	基本・設計業務	新体育館の設計に伴う調査においてPFI事業者の判断と記載ありますが、貴市が想定されます必須調査項目（例：埋蔵物調査等）はございますでしょうか。	公表資料や関係法令に基づき必要な調査を実施してください。なお、埋蔵文化財の調査は不要です。
62	要求水準書	29	第2	7	(3)	①	ア	基本・設計業務	計画敷地の測量データに関しては優先交渉権者決定後に貴市から受領できるものと考えてよろしいでしょうか。	R5.4以降、希望者にはアドバイザーからデータ提供を行っております。
63	要求水準書	29	第2	7	(3)	①	イ	基本・設計業務	現補助グラウンド敷地内での整備と記載がありますが、想定している地盤レベルがあればご教授ください。また現補助グラウンド内で想定レベルがある場合、倉庫をかさ上げすることで想定以下のレベル位置に提案する事は可能でしょうか。	非常用発電装置については、現補助グラウンド内での想定レベルはありませんが、浸水のリスクを回避するため、防災倉庫の機能を併せ持つ2階建ての建築物の2階に設置する予定としております。
64	要求水準書	29	第2	7	(3)	①	イ	基本・設計業務	【資料30 太陽光発電装置設置イメージ図】において、屋根仕上げや設計荷重の検討のため、断面方向のイメージ資料や装置設備資料を開示いただく事は可能でしょうか。	設置を予定している機器の資料を資料30に追加します。
65	要求水準書	33	第2	9	(2)			工事監理業務範囲	「工事監理者業務責任者は、工事監理の状況を月1回程度、市に報告すること」とありますが、市への報告者は「工事監理業務統括責任者」の誤記である（修正版が公表される）との理解でよろしいでしょうか。 ※前頁にて、「建築、電気、機械設備等の分野ごとの工事監理業務責任者を配置」することが要求されており、単なる「工事監理業務責任者」ですと、各分野の業務責任者がそれぞれ報告することが要求されていると読み取れるため。	お見込みのとおりです。 「工事監理者業務責任者」を「工事監理者業務統括責任者」に修正します。
66	要求水準書	33	第2	10	(2)			備品等調達業務に係る要求水準	【資料17 備品参考一覧】を参考に必要な備品を調達及び設置する事と記載ありますが、提案様式において備品リストがありません。リストでの提示は事業契約締結後で宜しいでしょうか。	様式集に備品リストを追加します。
67	要求水準書	33	第2	10	(2)			備品等調達業務に係る要求水準	【資料20 移転備品一覧】において、現市民体育館の備品についても移転を想定されていますが、新体育館完成までの一時保管場所として東山体育館や産業体育館の利用は可能でしょうか。	現市民体育館からの移転備品については、市民体育館の解体撤去工事着手までに市において一時保管場所へ移転します。
68	要求水準書	33	第2	10	(2)			要求水準	2つ目の項目に“移転備品の移転先”という記載がありますが、この移転先とは米子新体育館を指すという認識でよろしいでしょうか。	移転先は新体育館を指します。体育備品については、基本的に移転場所は新体育館のアリーナ器具庫になると認識しています。
69	要求水準書	37	第4	1	(3)			大規模修繕	「新体育館の経常修繕及び計画修繕を除く大規模修繕は業務の対象範囲に含まないものとする。」とありますが、新体育館を含む維持管理業務の対象施設すべて（図表6）に対する大規模修繕は、貴市の業務という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	要求水準書	38	第4	1	(3)	図表6		維持管理業務の対象施設	図表6では、公園内屋外トイレも警備業務対象になっているが、要求水準書P44（③警備業務の要求水準）にて、24時間365日の警備対象は「新体育館・市民球場・東山陸上競技場」に限定されているがどちらが正しいでしょうか。	指定管理者として全ての施設が警備対象となりますが、そのうち新体育館・市民球場・東山陸上競技場については、機械警備による24時間365日体制の警備が必要となります。なお、機械警備の対象施設を拡充する提案をいただくことは可能です。
71	要求水準書	41	第4	2	(3)	①		備品等保守管理業務に係る要求水準	“常に良好な状態を維持するよう努めること。”とありますが、曖昧模範とした表現であることに加え、何をもちって“良好な状態”とするのか、維持管理期間中のモニタリング及び補修・修繕・更新等、並びに事業期間終了に伴う検査においても関わる重要な事項と考えます。“良好な状態”の定義について、貴市のお考えをご教示ください。	競技を行うに当たり、特段の支障がなく、扱う際の安全性に問題がなければ良好な状態であると理解して良いものと考えます。
72	要求水準書	43	第4	2	(5)	③		要求水準	既存体育施設に対する美観・機能性・衛生性の基準は、対象施設ごとに貴市との協議で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書	44	第4	2	(7)	②	イ	公園内既存体育等施設	修繕業務の公園既存体育施設について、「資産価値の向上又は耐用年数の延長に繋がる大規模修繕は市、それ以外はPFI事業者」という記載がありますが、どんな修繕でも耐用年数の延長に繋がりますし、それが資産価値の向上に繋がる事になりますので、〇円以上の修繕は市、〇円以下の修繕は事業者という明確な取り決めが必要だと思うがいかがか？	修繕の役割分担に関する定義については、現在の指定管理業務における市共通の取り扱いとなっております。大規模修繕について、具体的な費用は定めておりませんが、資料13において、市及び指定管理者の実施した修繕業務の実績を示しておりますので、そちらを参考としてください。仮に金額を定めた場合も、修繕範囲の捉え方等により、実務上は取り扱いに疑義の生じることが予想されると考えており、明らかに軽微な修繕もしくは大規模な修繕に該当するものを除いては、都度協議しながら対応を決定していく運用になると考えます。
74	要求水準書	44	第4	2	(7)	②		修繕業務に係る要求水準	「大規模修繕は、資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるもの」と定義されていますが、具体的な項目、範囲などをお示し下さい。	資料13において、市及び指定管理者の実施した修繕業務の実績を示しておりますので、そちらを参考としてください。
75	要求水準書	45	第4	2	(8)			天然芝維持管理業務に係る要求水準	米子市が所有する芝生管理に関する機械、設備について一覧表がありましたらご提示ください。	市が市民球場に設置している関連備品を資料22に追加します。
76	要求水準書	45	第4	2	(8)			天然芝維持管理業務に係る要求水準	3施設の竣工年および天然芝全面張替え履歴を教えてください。また、事業開始までの期間において全面張替え予定の有無を教えてください。	3施設の竣工年は以下のとおりです。 ①東山陸上競技場＝昭和60年 ②市民球場＝平成2年 ③東山球場＝昭和59年 芝生の張替工事について、市が毎年度作成している事務報告により、平成元年以降の記録を確認した結果は以下のとおりです。 ・東山陸上競技場：平成元年度120㎡ ・東山球場：平成元年度58㎡、平成7年度（数量不明） また、市民球場については、令和6年度に実施を予定している施設の大規模修繕に伴い、一部芝生の張替を行う計画です。その他の2施設については、現時点では明確な予定はありません。
77	要求水準書	45	第4	2	(8)			天然芝維持管理業務に係る要求水準	常に常緑の天然芝とあります。現在の市民球場は通年緑に維持が難しい芝種ですが、3施設とも通年緑を保つということではよろしいでしょうか。	資料の記述を「常に常緑の天然芝がピッチ全体を覆うように維持するよう努めること」と修正します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
78	要求水準書	48	第5	1	(9)			モニタリングの実施	「市は、運営業務統括責任者から提出された年度業務計画書及び業務報告書」とありますが、ここの「業務報告書」は、維持管理業務の要求水準（P40）と同様に「年次報告書」の誤記（修正版が公表される）との理解でよろしいでしょうか。	年次報告書を業務報告書に修正いたします。
79	要求水準書	48	第5	2	(2)	②		予約の考え方	大規模大会・催事使用については、前々年度の利用調整会議（毎年2月頃開催）とあります。これに従いますと、令和9年度の大規模大会調整会議については、令和8年2月頃開催ということになります。令和8年3月までの利用調整会議は、既存施設については現指定管理者、新体育館についてはPFI事業者がそれぞれ開催するという理解でよろしいでしょうか。	令和9年度に開催する大規模大会・催事使用に係る利用調整については、市が主体となり、現指定管理者及びPFI事業者と連携しながら行う考えです。具体の時期や手法については、今後検討いたします。
80	要求水準書	48	第5	2	(1)	②		開場時間及び休場日	図表8を原則とし、実際の運用に当たっては、PFI事業者の提案に基づき、市と協議の上で決定する。とありますが、現市民体育館等の施設の利用者から開館時間あるいは休館日についての要望は出ていますでしょうか。	大会等で利用する場合、通常の開館時間よりも早い時間帯からの開場について希望を受けるケースは多くあり、利用者から申請書の提出を受けた上で、指定管理者が対応しています。休館日については、具体的な希望は認識しておりませんが、米子産業体育館の休館日が月に一度であるため、新体育館も同様の考え方としています。
81	要求水準書	50	第5	2	(4)			電気料金の考え方	事業期間中の電力はPPA事業者から供給を受けること。とありますが、貴市が選定したPPA事業者が契約不履行や破綻した場合、そのリスクは貴市が負うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書	50	第5	2	(3)			使用料金の考え方	PFI事業者が独自に行う事業の参加者・観客等から得られる収入を自らの収入とし、とありますが、PFI事業者が独自に、無償で、事業を行った場合は、収入を0円としてよいでしょうか。または、専用利用料金を支出および収入に計上することになりますでしょうか。	PFI事業者が独自に行う事業の料金設定については、PFI事業者の判断に委ねますので、無償で実施いただいても問題ございません。なお、PFI事業者が指定管理業務の範囲内で実施する自主事業に関しては、施設利用料を負担いただく必要はありません。
83	要求水準書	50	第5	3	(1)	①		受付	市民球場の受付カウンターに常時人員を配置することとありますが12月～3月のブルベン使用のみの時期も必要でしょうか？	受付対応や東山公園全体の管理上、市民球場への人員の常時配置は年間を通じて必要ですので、対応をお願いします。
84	要求水準書	51	第5	3	(1)	②	ウ	予約調整	予約受付システムによる申し込みをできない利用者とはどのような方を想定されていますでしょうか？	インターネット環境をお持ちでない方や操作に不慣れな方などを想定しています。
85	要求水準書	53	第5	3	(3)			運動プログラム運営業務に係る要求水準	「運動プログラム運営に当たって必要となる施設及び備品について、市へ使用料を払う必要はない」とありますが、ここの「施設使用料」には、冷房設備・暖房設備・照明設備の使用時に、加算される使用料も免除対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書	54	第5	3	(4)	②		使用料金の徴収方法	県及び市が運用している予約受付システム（とっとり施設予約サービス）によりますとではキャッシュレス決済が可能とお見受けしますが、来館時ではなく予約受付システムのキャッシュレス決済にて使用料金を徴収することは可能でしょうか。可能な場合、予約受付システムのキャッシュレス決済により徴収した金額分を後で（例えば四半期ごと）県及び市からお支払いいただくような運用となりますでしょうか。	現在、米子市の所管施設では導入しておりませんが、現行の予約受付システムにおいて、キャッシュレス決済により使用料金を徴収することは可能です。キャッシュレス決済を行った際の使用料は、指定管理者へ直接支払われることになると考えており、県及び市から使用料相当額を別途指定管理者へ支払うような運用にはならないと認識しています。
87	要求水準書	55	第5	3	(6)			災害時初動対応業務に係る要求水準	一時避難所運営にかかる経費について適正な方法により算出とありますが、どのようなものでしょうか？人件費、水光熱費、休業補償等が含まれるという認識でよろしいでしょうか？	災害の大きさ、対応方法により経費が異なるため、ご提案の計画に基づき市と協議の上、例えば避難所運営時に双方で負担する費用を整理して負担金額を算出することを想定しています。
88	要求水準書	55	第5	3	(6)			災害時初動対応業務に係る要求水準	一時避難所運営にかかる経費については、適正な方法により算出した金額を市が負担する。と記載がございますが、「適正な方法」の検討基準等がございましたらお示し下さい。また、一時避難所として該当する状況・基準について適用される市の基準等がございましたら合わせてお示しください。	災害の大きさ、対応方法により経費が異なるため、ご提案の計画に基づき市と協議の上、例えば避難所運営時に双方で負担する費用を整理して負担金額を算出することを想定しています。
89	要求水準書	55	第5	3	(5)	③		誘致活動等	各種学校や学生団体の誘致活動を行う場合の施設利用に関する優先順位はどうなりますでしょうか？	一般的には、利用形態のうち「団体優先使用」に該当すると思いますが、積極的な利用を促したいので、案件ごとに柔軟な対応を検討すべきと考えます。
90	要求水準書	56	第6	2	(3)			事業の実施期間等	民間付帯事業の実施期間は、令和8年4月1日から～令和24年3月までを基本とする。とありますが実施期間の延長は可能でしょうか。	実施期間を延長する可能性はあります。ただし、延長については、実施後の状況を踏まえた判断となるため、あらかじめ終期を令和24年4月以降に設定することは考えておりません。
91	要求水準書	56	第6	2	(1)			実施条件	施設や用地の使用・貸付について、市は可能な限りPFI事業者と協力することとし、手続きに係る条件は、提案内容ごとに市と協議の上で決定する。とありますが、条件の幅については、下限は無償から上限は行政財産使用料で定める金額の幅となるとの考えでよろしいでしょうか。また、新体育館敷地内の外構を使用した場合、1平米あたり1年および1日あたりの使用料はいくらになるか考え方をご教示をお願いいたします。また可能であれば具体的な金額についてご教示をお願いいたします。	料金の下限及び上限については、お見込みのとおりです。また、令和5年度の場合、市民体育館前の土地評価額は24,544円/㎡となっております。そこに使用許可する土地の面積を乗じた後、さらに4/100を乗じて算出した額が年額となります。1か月未満の利用であれば、上述の額を12で割り戻した後、110/100を乗じて算出した額となります。詳細は米子市都市公園条例及び米子市行政財産使用料条例をご確認ください。
92	要求水準書	56	第6	2	(1)			実施条件	常備常設の施設以外でのイベントなどを実施する際、行政財産使用料の日割り計算等による使用料が発生しますでしょうか。	1か月未満の土地利用であれば、料金計算の方法はNo91で回答したとおりです。また、質問のような使用の場合、米子市都市公園条例第8条の行為許可に該当する可能性があり、その場合は行為の性質ごとに単価の設定があるため、詳しくは条例をご確認ください。
93	要求水準書	57	第6	2	(3)			事業の実施期間等	民間付帯事業に係る土地または建物の賃料・使用料についての詳細な条件をお示しください。	米子市都市公園条例第3条の公園施設の設置及び管理に該当する場合、米子市行政財産使用料条例別表（第3条関係）に基づき使用料を算出することとなっております。
94	要求水準書	58	第7				図表9	東山公園内の工事予定	建床約240㎡と記載ありますが、延床面積ではなく建築面積と同じ解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	要求水準書	58	第7					東山公園内での工事予定に関する事項	米子市様設置の発電機は消防における防災負荷電源として利用できるものとしてよろしいでしょうか。	消防における防災負荷電源として利用できるものとして整備いたします。
96	資料（要求水準書）	183	(2)	①				資料12 長寿命化計画	擁壁等のひび割れの原因となっているポプラの木について、事業開始までの保存または伐採の予定を教えてください。	現時点で事業開始までの伐採の予定はありません。
97	資料（要求水準書）	3						資料27 現行の利用料減免基準	「3.その他の使用」において、高校野球は「一部減免」とあり、最下部の注記では「高校野球に関しては、体育施設使用料、設備・器具・照明使用料についても、全額免除とする」とありますが、どちらが正しいのでしょうか。	入場料金を徴収するか否かで取扱いが異なります。
98	資料（要求水準書）							資料19 アスベスト調査結果	アスベスト試験結果報告書や採取場所などは開示されていますが、アスベスト建材使用数量や同使用範囲図はございますか。ございましたら開示していただくようお願いします。	ご依頼の資料はございませんので、公表済の資料をご活用ください。なお、市民体育館の建築図面については、希望者には冊子を貸し出します。
99	資料（要求水準書）							資料14 利用者実績	実施方針の公表時と同様の令和3年度における利用者実績を公表頂いておりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行抑制措置として、各施設の利用（稼働）が控えられていた時期に該当します。また、実施方針公表後の質問回答において、令和3年以前の利用実績は、市ホームページに掲載先（指定管理者制度の説明サイト）にて公表済と回答を頂いておりますが、当該サイトで公表されている実績は、施設別の年間合計実績だけであり、利用種目・利用者、競技種目による利用状況を月別で把握することができません。以上の理由により、新型コロナウイルス感染症流行前の平成31年度および令和元年度の利用者実績を、資料14と同様の形式・内容で公表をお願いします。	資料14に令和元年度実績を追加します。
100	資料（要求水準書）							資料17 備品参考一覧	2ページ目会議室の什器について折り畳みチェア76、会議用テーブル126と想定数の記載があるが、椅子1脚に対して机2台程度の比率で整備する理解で宜しいでしょうか。	折り畳みチェアの数を378に修正します。机1台に対し椅子3脚の計算となります。
101	資料（要求水準書）							資料17 備品参考一覧	市民体育館既存品を活用する備品がいくつかありますが、解体工事を伴うため、当該既存品の一時保管場所の確保が必要と存じますが、保管場所について貴市の計画をご教示ください。	現在の指定管理者とも協議の上、保管場所を決定し、市民体育館の解体撤去工事着手までに一時保管場所へ移転します。
102	資料（要求水準書）							資料17 備品参考一覧	市民体育館既存品を活用する備品について、当該備品の運搬費用及び保管費用、並びに米子産業体育館から移設する備品の運搬費用等、新規購入ではなく既存品を活用及び流用する備品について発生する諸経費は貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか？	米子産業体育館から移設する備品の運搬に係る費用はSPCにおいて負担をお願いします。市民体育館の既存品を活用する場合、市民体育館から一時保管場所への移転と保管に係る費用は市において負担しますが、一時保管場所から新体育館への移転はSPCにおいて負担をお願いします。市民体育館の既存品の移転について、要求水準書に追記します。
103	資料（要求水準書）							資料17 備品参考一覧	備品の処分について、実施方針公表時の質疑では、「募集要項公表時に備品の処分の考え方を示す」とご回答されていますが、この度公表された文書にその旨を明示したものがございません。改めて残置物となる備品の処分に関する貴市のお考えをお示しください。	対象建物内部の備品については、解体撤去業務に着手するまでに、市において移転・処分等の対応を行います。
104	資料（要求水準書）							資料18 施設使用料金設定の考え方	新体育館の各種使用料金は、現行の米子市体育施設条例において規定されている金額を超えた提案も可能であるが、公園内既存体育施設の各種使用料は、現行条例規定金額を上限として、当該金額を超えた提案（金額の見直し提案）は不可との理解でよろしいでしょうか。	公園内既存体育施設の使用料の取扱いはお見込みのとおりです。新体育館の使用料金は現行の条例で定めておらず、この度の事業者提案を踏まえ、条例で定めることとなります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
105	資料（要求水準書）							資料20 移転備品一覧	米子産業体育館から新体育館へ移転する備品について、「必須」とされている品目の運搬費は貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。	米子産業体育館から移設する備品の運搬に係る費用はSPCにおいて負担をお願いいたします。
106	資料（要求水準書）							資料20 移転備品一覧	「必要性」の欄で「任意」となっているものについて、事業者が不要と判断した場合、市の責任（費用負担）において解体撤去工事の着手前までに処分されるという理解でよろしいでしょうか。移転備品は市の所有物であり、また、一般廃棄物に該当するところ、処分・運搬に関して許可業者ではない事業者（SPC）においては廃掃法上、処分を行うことができません。	ご指摘の移転備品は全て米子産業体育館に保管されているものであり、米子産業体育館は本事業における解体撤去の対象施設ではありません。なお、市民体育館の備品については、解体撤去業務に着手するまでに、市において移転・処分等の対応を行います。
107	審査基準	2	第3	3	(2)			【事業全体に関する項目】 事業安定性の確保	「任意事業である民間収益事業がPFI事業の継続の安定性に与える影響が十分に勘案されているか」とありますが、ここでいう「民間収益事業」は、要求水準書第6に示す「民間付帯事業」と同一でしょうか。同一の場合、表記を統一していただきますようお願い申し上げます。	同一のものを指しますので、審査基準の表記を「民間付帯事業」に修正いたします。
108	様式集	5	第2	5	1	ウ	⑤	図面集	電気・機械計画図は設備概要書と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	様式集							【様式7-3-2】 資金調達計画、長期収支計画	注記3にて「消費税を含めて算定してください」とありますが、損益計算書における収益・費用・各種利益は、消費税抜きで認識・算定することから、本注記は一般に公正妥当な会計基準に従ったなかで、消費税及び地方消費税を含めた資金収支が把握できる整理がされていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	様式集							【様式7-25-1】 需要の設定及び収支計画	様式7-25-1で、利用料金の設定根拠の記載が求められており、具体的な収支計画については、様式7-25-2に記入することになっていますが、様式7-25-2には収入を記載する項目がありません。様式7-25-2は費用のみ記載するという認識でよろしいでしょうか。	様式7-25-2に利用料金収入を記載する項目を追加します。
111	基本協定書（案）	1	3条	4項				特別目的会社の設立	「特別目的会社の株主は、事業計画にあらかじめ示された出資者でなければならない」とありますが、ここにいる「事業計画」とは何を指すかご教示ください。基本協定にも事業契約にも定義がありません。別紙として添付されている「出資者誓約書」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	「事業計画」を「提案書類」に修正します。
112	基本協定書（案）	2	5条	2項				業務の委託、請負	第三者委託時（再委託時）には契約書の添付が必要とございますが、特に建設企業からの下請けはかなりの数に及ぶところ、PFIの実務ではすべての再委託先との契約書の添付まで要求していない事業も多くございます。また、米子市の建設工事請負標準約款では再委託先（下請け）の利用時には、必要事項の報告で足りると規定されておりますので、本事業においても契約書の添付までは不要として頂きますようお願い申し上げます。	契約書等の添付は不要としますが、発注者が必要とすると認めるときは、受注者に対して、契約書等の提出を求めることとします。基本協定書（案）及び事業契約書（案）を修正いたします。
113	基本協定書（案）	3	6条	5項				（事業契約）	違約金支払事由が生じた場合、「乙のうち当該事由に当該者に対し、連帯して、」違約金を請求すると規定されておりますが、ここにいる「連帯して」とは、条文の文言のとおり、乙の中に違約金支払事由に該当するものが複数存在場合を想定している（乙のうち違約金支払事由に該当しないものには適用されない）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	基本協定書（案）	4	7条	1項	1号			（談合防止）	独禁法違反の引用条文が異なるかと存じます。以下確認のうえ、事業契約書（案）第97条と同様の規定となるよう本事業において規定を統一する修正を行って頂きますようお願い申し上げます。 ①「同法第8条第1項第1号の規定に違反し」とありますが、独禁法第8条に第1項はございませんので「第8条第1号」と存じます。 ②「第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、同法第49条に規定する排除措置命令を受け」とありますが、独禁法第49条は同法第8条を引用しておりません。	修正いたします。 併せて、関連します事業契約書（案）第97条を修正いたします。
115	基本協定書（案）	4	7条	2項				（談合防止）	「提案金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」とありますが、「提案金額」とは具体的には提案書様式6-1に記載する金額でしょうか。この場合、既に税込みかと存じますので、「提案金額」の100分の10に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。趣旨を明確にするため、「提案金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」を「提案金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した額）」に修正します。
116	基本協定書（案）	4	9条	3項				（事業契約不調の場合における処理）	「本協定（＝基本協定書）の締結の準備のために要した費用」を請求できるとありますが、本条は事業契約不調の場合に関する処理規定ですので、事業契約の締結までに要した費用（SPC設立費用や精算手続にかかる費用）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。趣旨を明確にするため、「本事業の募集及び本協定の締結の準備のために要した実費相当額の損害についてのみ」を、「本事業の募集及び事業契約の締結の準備のために要した実費相当額の損害についてのみ」に修正します。
117	基本協定書（案）	5	10条					（遅延損害金）	年率「2.7%」の根拠として「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」として引用されていますが、現時点で公表されている利率は「2.5%」かと存じます。	ご指摘のとおりですので、「2.7%」を「2.5%」に修正いたします。
118	事業契約書（案）	2	第1章	第5条	5項			本事業の日程	年率「2.7%」の根拠として「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」として引用されていますが、現時点で公表されている利率は「2.5%」かと存じます。	ご指摘のとおりですので、「2.7%」を「2.5%」に修正いたします。
119	事業契約書（案）	4	第1章	第11条	1項			事業の概要	SPCが民間付帯事業を行うことは、民間付帯事業リスクを一旦はSPCが負うこととなり、プロジェクトファイナンス組成にあたって支障となる恐れがあります。そのため、本条に規定するとおり、貴市と民間付帯企業との間で契約させていただけますでしょうか。	契約は可能です。ただし、付帯事業の履行体制の構築や事業管理等をPFI事業者が責任をもつこととします。
120	事業契約書（案）	5	第1章	第12条	1項			契約の保証	「体育施設整備費に相当する金額の10分の1以上」とありますが、「体育施設整備費」とは、別紙2における定義も踏まえ、具体的に様式7-8-2の税抜計に記載の金額を指すという理解でよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税を含む金額とします。なお、101条2項においても同様です。
121	事業契約書（案）	7	第1章	第15条	1項			事業工程表	契約締結直後のため、「事業工程表」とは、様式7-6と同内容となりますがよろしいでしょうか。	提案時に示す事業工程表と同じでよいです。
122	事業契約書（案）	8	第1章	第18条	1項			構成企業の使用等	「構成企業に委任し、又は請け負わせる」とありますが、本事業においては募集要項において構成企業及び協力企業の要件について記載がございます。募集要項の記載内容によりますと、構成企業のほか「協力企業」への委任・請負も想定されていることから、「協力企業」への委任・請負も事業契約上お認めいただけますでしょうか。同様の趣旨で他の関連する条項も併せて修正願います。	No.145の回答をご参照ください。
123	事業契約書（案）	10	第1章	第20条	1項			各業務における第三者の使用等	第三者委託時（再委託時）には契約書の添付が必要とございますが、特に建設企業からの下請けはかなりの数に及ぶところ、PFIの実務ではすべての再委託先との契約書の添付まで要求していない事業も多くございます。また、米子市の建設工事請負標準約款では再委託先（下請け）の利用時には、必要事項の報告で足りると規定されておりますので、本事業においても契約書の添付までは不要として頂きますようお願い申し上げます。	No.112の回答をご参照ください。
124	事業契約書（案）	11	第1章	第23条	1項			遅延利息	年率「2.7%」の根拠として「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」として引用されていますが、現時点で公表されている利率は「2.5%」かと存じます。	ご指摘のとおりですので、「2.7%」を「2.5%」に修正いたします。
125	事業契約書（案）	12	第1章	第30条	1項			要求水準の変更による措置	要求水準書p29では、本事業とは別に太陽光発電設備等の整備を市にて実施されると記載があるところ、かかる整備に起因した事象の処理については第30条第2項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の変更がなされる場合において、当該変更が市の責めに帰すべき事由によるものと合理的に認められる場合には、第30条2項が適用となります。
126	事業契約書（案）	13	第1章	第32条	1項			第三者に生じた損害	「通常避けることのできない」事由においてもPFI事業者が損害を賠償することとなっておりますが、善管注意義務を果たしている場合においては、市の負担としていただけないでしょうか。	原案どおりとしますが、仮に該当する事案の生じた場合は、市とPFI事業者で協議の上で、対応を決定することになると考えております。
127	事業契約書（案）	13	第1章	第32条	1項			第三者に生じた損害	括弧書きの「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合」については、「市の責めに帰すべき事由により生じたもの」と理解し、その損害は市が負担される、との認識でよろしいでしょうか。	左記質問事項記載の括弧書き部分についても、PFI事業者に負担頂くという趣旨となります。No126で回答したとおり、仮に該当する事案の生じた場合は、市とPFI事業者で協議の上で、対応を決定することになると考えております。
128	事業契約書（案）	15	第2章	第1節	第36条			工程表の作成	「工事全体工程表」とは、第63条第2項に規定する「総合施工計画書」と同内容でよろしいでしょうか。	第63条は建設業務に係る総合施工計画書ですので、体育施設整備業務全体に係る工事全体工程表を作成してください。
129	事業契約書（案）	18	第2章	第1節	第45条			調査	埋蔵文化財の調査は事業者にて実施が必要でしょうか。	埋蔵文化財の調査は不要です。
130	事業契約書（案）	19	第2章	第3節	第49条			市による措置	本条を根拠に、事業者による解体撤去工事の着手前までに、市において解体対象建物内部にある備品の処分を行われることを確認させてください。内部の備品は一般廃棄物となり、処分・運搬に関して許可業者ではない事業者（SPC）においては廃掃法上、処分を行うことができません。	お見込みのとおりです。事業者による解体撤去工事の着手前までに市で解体対象物内部の備品の処分を行います。
131	事業契約書（案）	24	第2章	第7節	第68条	5項		調達方法	5項は「移転備品一覧に示されていない、いずれかの整備施設において備えられた設備及び什器、備品等についても第1項の規定を準用する。」とあるので、移転備品一覧に示されていない移転備品がある場合の規定と理解いたしました。そして、準用先の68第1項では、当該備品について、引渡して所有権を市に移転すると規定されております。しかし、移転備品はもともと市の所有であり、所有権の移転にはならないかと存じます。第74条第3項に規定されている引渡しをもって所有権移転との条文との調整も含め、本条の修正をお願い致します。	第68条第5項は、資料20に掲載のない備品等の移転を伴う場合の取扱いを示すための規定であり、趣旨としては、移転及び設置のスケジュールを市と調整するよう示すためのものですので、準用する規定を「前項（第68条第4項）」に修正します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
132	事業契約書（案）	27	第2章	第7節	76条			契約不適合責任	契約不適合責任の対象となっている「体育施設整備業務に係る成果物」には、体育施設整備業務に含まれる「備品等調達設置業務の成果物」も含まれているところ、市の所有である移転備品（要求水準書資料20）も契約不適合の対象になっているかと存じます。移転備品（要求水準書資料20）については、事業者が調達するものではなく契約不適合を追及されても対応できないところ、本条の適用を除外する修正をお願い申し上げます。	第76条第1項の「体育施設整備業務に係る成果物」を「体育施設整備業務に係る成果物（新体育館に移転する備品、什器等を除く。）」に修正します。
133	事業契約書（案）	28	第3章	第1節	77条	2項		運営準備・維持管理・運営	利用料金の設定については、「運営準備期間開始予定日の3か月前まで」に条例で規定するとありますが、新体育館の予約は運営準備期間開始予定日の3か月前よりも前に開始されるかと存じます。条例での規定時期については、利用料金にかかる市民への周知期間を十分に確保する必要があります。また、条文に「～まで」とあるように、予約開始時期を考慮のうえ事業開始後に別途調整させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金の条例での規定時期については、予約の開始時期等を踏まえ、事業者と調整いたします。
134	事業契約書（案）	28	第2章	第7節	76条	14項		契約不適合責任	保証書の提出は、SPCと建設企業が請負契約を締結した後とさせていただきます。また、保証書の提出は、SPCと建設企業が請負契約を締結した後とさせていただきます。また、保証書の提出は、SPCと建設企業が請負契約を締結した後とさせていただきます。	事業契約締結後、速やかにSPCと建設企業との間で契約を締結して、保証書を提出してください。
135	事業契約書（案）	31	第5章	第89条	1			維持管理	補修・修繕・更新について、R2年7月指定管理募集要項（資料22）P4項目5市と指定管理者との責任の分担のような事業者と市の責任分担分や基準とする金額等の想定はありますか。	大規模修繕について、具体的な費用は定めておりませんが、資料13において、市及び指定管理者の実施した修繕業務の実績を示しておりますので、そちらを参考とさせていただきます。
136	事業契約書（案）	32	第6章	第93条	3項			利用料金等	使用料金の変動に係るリスク分担は事業契約書（案）で示す。とありますが、事業契約書の、合理的な理由により前項の利用料金を変更する必要がある場合には、変更後の利用料金案を市に提出し、市の承諾を得なければならない。という点に含まれると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	事業契約書（案）	34	第9章	第1節	97条	1項	4号	市の解除権等	「手形交換所の取引停止処分を受けたとき」とありますが「手形交換所」は廃止され、2022年11月4日から全て「電子交換所」に移行しています。「電子交換所」に修正願います。	「手形交換所」を「電子交換所」に修正します。
138	事業契約書（案）	34	第8章		第96条			光熱水費の支払	「事業期間において発生した光熱水費について、・・・」と規定されていますが、供用開始後の光熱水費の考え方と同様に、開業準備期間中の光熱水費も貴市によるご負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	事業契約書（案）	39	第9章	第3節	104条	1項	4号	PFI事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金の額について「当該年度の維持管理・運営費の合計額の10分の1に相当する額」に修正いただけますでしょうか。事業参画のハードルとなっていること、及び上記の違約金設定が類似事例においても多数を占めていると思われるので、ご検討をお願いいたします。加えて、維持管理・運営期間が15年にわたる本事業では、現在の規定の場合、多額の違約金の補填策をSPCにおいて講じる必要があり、プロジェクトファイナンスの組成上の障害となることが想定されます。また、リスク増として調達金利上昇が想定され、最終的に市が払うサービス対価に跳ね返ることになります。	「当該年度の維持管理・運営費の合計額の10分の1に相当する額」に修正いたします。
140	事業契約書（案）	43	第11章		117条	1項		個人情報保護	令和5年4月1日からの改正個人情報保護法の施行に伴い「米子市個人情報保護条例」は廃止されております。条文修正及び規定内容を市の実務に応じた最新版に修正願います。	令和5年4月1日から「米子市個人情報の保護に関する法律施行条例」が施行されていますので、それに基づき修正いたします。
141	事業契約書（案）		別紙2	12				募集要項等	「一切の資料(要求水準書を含む。）」とありますが、実施方針は含まれないという認識でよろしいでしょうか。その場合、実施方針と共に公表された『別紙:リスク分担表』の扱いはどうなるのでしょうか。	実施方針も含まれます。
142	事業契約書（案）		別紙2	21				供用開始予定日	本募集では、新体育館の供用開始予定日は事業者提案に委ねられていますことから、「対象施設の供用開始の予定日である令和●年●月●日」は、応募段階の提案審査書類における予定日を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	事業契約書（案）		別紙2	55				工事監理業務	「市民体育館の解体工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書及び提案審査書類による」とありますが、「解体工事に対する工事監理業務」は要求水準書にございません。PFI事業者にて行う必要がないという理解でよろしいでしょうか。	「解体工事に対する工事監理業務」もPFI事業者の業務範囲です。要求水準書を修正します。
144	事業契約書（案）		別紙2	61				運営準備期間開始予定日	本募集では、新体育館の引渡しの日、供用開始予定日は事業者提案に委ねられていますことから、「運営準備業務の開始予定日である令和●年●月●日」は、応募段階の提案審査書類における予定日を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	事業契約書（案）		別紙2	23 37 38				構成員・構成企業・協力企業	募集要項P11に記載の定義と齟齬があるとお見受けします。募集要項の定義と合わせていただけますでしょうか。	別紙2の23、「構成員」の定義は次のとおり修正します。「構成企業及び協力企業の総称をいう。」 別紙2の37、「構成企業」の定義は次のとおり修正します。「PFI事業者に出資のうえ議決権を保有し、かつ、PFI事業者から直接業務を受託又は請け負う企業をいう。」 別紙2の38、「協力企業」の定義は次のとおり修正します。「PFI事業者の議決権を保有しないものの、PFI事業者から直接業務を受託又は請け負う企業」 なお、第6条1項から3項において「構成員又は協力企業」は「構成員」に修正します。第9条7項1号、第11条2項2の「構成員」は「構成企業」に修正します。別紙2の16、「基本協定書」の定義における「構成員及び協力企業」は「構成員」に修正します。別紙2の17、「出資者誓約書」の「構成員」は「構成企業」に修正します。 第13条3項、4項、第18条から第21条。第45条、第46条、第97条、第108条、別紙2の24。「下請人」定義、同25。「再受任者」定義、同30。「資格確認資料」の「構成企業」は「構成員」に修正します。
146	事業契約書（案）		別紙2	3 4				本件工事費 本件工事費等	両定義ともに（消費税等を含む）とされていますが、P49の41.体育施設整備費の定義及び、「別紙9_事業費の算定及び支払方法」では、各設計費・工事費・工事監理費と、それらに係る消費税等額は個別に扱われています。したがって、両定義ともに、（消費税等を含む）の部分は誤記で、修正される（修正版が公表される）との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。「本件工事費」の定義中の（これらに対する消費税等を含む。）、「本件工事費等」の定義中の（消費税等を含む。）を削除します。
147	事業契約書（案）		別紙9	2	(4)	②		割賦金利	基準金利は、令和5年11月17日10時30分時点のTONAを採用とのことですが、別途ホームページ上で数値を公表頂けるとのことです。	基準金利は令和5年11月17日を採用予定です。提案者間で齟齬がないよう、採用予定の金利を令和5年11月17日までに市から提案者側にメールでご連絡致します。
148	事業契約書（案）		別紙9	2	(4)	②		割賦金利	実際の支払にあたっての基準金利は、市への新体育館の引渡し日の2営業日前である旨についても追記いただきますようお願いいたします。プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、割賦払いに対応するPFI事業者の資金調達の金利は、引渡し日の2営業日前に確定するため、現状の令和5年11月17日時点の基準金利として固定してしまうと、金利差が生じてしまい、いずれかが利ざやのリスクを負担することになってしまいます。	ご指摘の通り、実際の支払にあたっての基準金利は、市への新体育館の引渡し日の2営業日前である旨についても追記いたします。
149	事業契約書（案）		別紙9	2	(2)	①		交付金（うち体育館整備費）	「令和6年度から令和8年度にかけ、国からの交付金の交付決定の結果に応じた各年度の支払いに充当する予定」とのことですが、応募事業者間の提案内容審査における公平性確保のため、提案審査書類提出の前提条件をお示し願います。	交付金の対象経費は別紙9に示すとおりで、その他詳細は国の交付要綱等をご確認ください。市としては、対象経費について、最大限（50%）の交付が受けられるよう申請作業を行ってまいります。また、交付金に加え、公共施設等適正管理推進事業債を充当する予定としており、それらを活用して割賦払い金の割合に影響のないよう措置する考えです。また、各年度の支払い時期の想定について、事業契約書（案）に追記します。
150	事業契約書（案）		別紙9	2	(2)	①		交付金（うち解体撤去工事分）	「第72条（新体育館に対する市による完成確認）の引渡し後の支払に充当」とのことですので、既存市民体育館及び補助グラウンドの解体撤去工事費は、新体育館の引渡し後まで、お支払い頂けないとのことなのでしょうか。	第55条に規定する解体撤去工事の完了確認通知書交付後に請求を受け支払うことを想定しているため、事業契約書（案）を修正します。
151	事業契約書（案）		別紙9	3	(2)	②		支払手続 A-4, A-5	支払回数、引渡し時期に応じて事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。また、新体育館の供用開始日は事業者提案に委ねられているため、維持管理費及び運営費についても同様です。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
152	事業契約書（案）		別紙9	3	(1)	①		支払方法	設計費及び建設費に対する交付金が、決定段階において本提案審査書類における算定結果（提案金額）を下回った場合、当該リスクは事業者側でのコントロール不可であるため、当該差額は貴市財源の充当分である出来高払いに加算され、割賦払いの元金に影響はないとの理解でよろしいでしょうか。	交付金に加え、公共施設等適正管理推進事業債を充当する予定としており、それらを活用して割賦払い金に影響のないよう措置する考えです。
153	事業契約書（案）		別紙9	3	(1)			体育施設整備等【一括払い分】	別紙9において、「体育施設整備費（一括払分）について、市は、体育施設整備期間である令和6年度から令和8年度にかけ、国からの交付金の交付決定の結果に応じて各年度に体育施設整備費を支払う」旨の記載がありますが、通常の御市発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、体育施設整備費の4.0%を各年度毎（令和6～8年度）に前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 前払金を支出することで、PFI事業者の資金調達負担が軽減できることから、県内企業および市内企業の参入障壁が緩和され、ひいては参入促進につながると思われまます。 なお、過去の御市のPFI事業（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所町町庁舎整備等事業）では、各年度の施設整備費の4.0%を前払金として支出する旨を事業契約書（別紙7）において措置していただいております。	前払金の支払いについて、別紙9に追記いたします。
154	事業契約書（案）		別紙9	4	(1)	①	エ	体育施設整備費改定の考え方	「（2）体育施設整備費の改定方法」に記載の内容は、「（1）体育施設整備費改定の考え方」におけるア及びイの場合の改定時に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
155	事業契約書（案）		別紙9					【各費用の関係】 ■体育施設整備費	解体費の図の中に「解体撤去の工事監理業務」と記載がございますが、「別紙9 1.事業費の構成」にも、要求水準書にも「解体撤去の工事監理業務」という業務は存在していません。「解体撤去の工事監理業務」はPFI事業者にて行う必要がないという理解でよろしいでしょうか。	「解体工事に対する工事監理業務」もPFI事業者の業務範囲です。要求水準書を修正します。
156	事業契約書（案）		別紙9					【各費用の関係】 ■体育施設整備費	設計費及び建設費に対する「交付金と出来高払い」の各比率の記載がございますが、提案審査書類提出に当たっての前提条件は、両費ともに「交付金：50%、出来高払い：25%」との理解でよろしいでしょうか。	現時点で明確にお示しすることはできませんが、交付金の充当率は最大50%となり、最大限の支援が受けられるよう国への申請手続きは行ってまいります。
157	事業契約書（案）		別紙9					【各費用の関係】 ■維持管理・運営費	中央列の業務費に対する対価名称欄に「単年度払い」とありますが、「四半期払い」の誤記であり、修正される（修正版が公表される）との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。四半期払いへ修正いたします。
158	事業契約書（案）		別紙9 10	4 3				事業費の改定 光熱水費の改定	光熱水費、運営費および維持管理費等について、3%以上で事業者提案により定められた率を上回って変動が認められた場合に改定を行うとありますが、昨今の情勢も踏まえ、整備費と同様に1.5%以上になるという理解でよろしいでしょうか。	光熱水費、運営費および維持管理費等についての改定は、3%以上で事業者提案より定められた率を上回って変動が認められた場合に行うこととしてお示しをしております。整備費とは基準となる率が異なります。
159	事業契約書（案）		別紙10	1				新体育館	新体育館の供用開始後の光熱水費は、令和9年4月分から令和12年3月分までの3か年分は市が直接負担する。とありますが、供用開始が早まり、令和9年3月分等の4月分より前の光熱水費が発生した場合も市が直接負担していただけないという理解でよろしいでしょうか。また、例えば令和9年4月分の光熱水費とは、令和9年4月分の使用分の料金または4月請求分の料金のどちらになりますでしょうか。	令和9年4月よりも供用開始が早まった場合の光熱水費は市が負担いたしますが、極端に供用開始が早まることは想定していません。また令和9年4月分の光熱水費は令和9年4月に使用した料金を想定してあります。
160	事業契約書（案）		別紙10	3	(1)			物価変動の指標値 （電気料金）	本事業では、市が選定するPPA事業者からの電力供給と、一般電気事業者からの電力供給（PPA事業者からの電力供給可能量超過分および夜間等使用分）と2つの電気料金が発生します。電気料金の物価変動改定には「国内企業物価指数：業務用高圧電力」の変動状況に応じて改定することになっておりますが、同指標は国内全域を対象とした料金動向（変動）であり、市が選定するPPA事業者の料金変動および一般電力事業者ごとに決定する料金変動と相関性がない、又は非常に低くなることが想定されます。そこで、電気料金の改定指標は、事業者負担の開始前において、新体育館・公園内既存体育施設それぞれで、市と協議のうえ、合理的な指標を設定するとの理解でよろしいでしょうか。	PPA事業者との契約では締結後20年間の金額が固定となります。一般電気事業者からの電力供給に関する改定指標に関してはご提案のとおりといたします。
161	事業契約書（案）		別紙10	2	(1)			公園内既存体育等施設	“PFI事業者が負担すべきものを除き・・・”とありますが、施設整備及び現場事務所等に関する光熱水費の負担は子メーター等の設置による管理を行い、PFI事業者が支払うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
162	事業契約書（案）		別紙10	3	(1)	①		物価変動の指標値 （電気料金）	本事業では、市が選定するPPA事業者からの電力供給と、一般電気事業者からの電力供給（PPA事業者からの電力供給可能量超過分および夜間等使用分）と2つの電気料金が発生します。電気料金の物価変動改定には「国内企業物価指数：業務用高圧電力」の変動状況に応じて改定することになっておりますが、同指標は国内全域を対象とした料金動向（変動）であり、市が選定するPPA事業者の料金変動および一般電力事業者ごとに決定する料金変動と相関性がない、又は非常に低くなることが想定されます。そこで、電気料金の改定指標は、事業者負担の開始前において、新体育館・公園内既存体育施設それぞれで、市と協議の上で合理的な指標を設定するとの理解でよろしいでしょうか。	PPA事業者との契約では締結後20年間の金額が固定となります。一般電気事業者からの電力供給に関する改定指標に関してはご提案のとおりといたします。
163	事業契約書（案）		別紙10	3	(1)	①		物価変動の指標値 （水道料金）（下水道料金）	水道料金・下水道料金ともに「国内企業物価指数」の変動状況に応じて改定することになっておりますが、本事業の場合、水道・下水道ともに米子市（米子市水道局・米子市下水道部）の公共サービスに限定されるため、両料金の改定は米子市が決定する料金の変動（改定）に合わせて実施すべきではないでしょうか。 ※国内企業物価指数は国内全域を対象とした料金動向（変動）であるため、米子市の料金動向（実態）とは乖離が生じます。	原案のとおりとします。
164	事業契約書（案）		別紙10	3	(1)	①		物価変動の指標値 ※記	国内企業物価指数は、「消費税を除く国内企業物価指数」の誤記であり、修正される（修正版が公表される）との理解でよろしいでしょうか。 ※国内企業物価指数には、「消費税を含む指数」と「消費税を除く指数」が存在しているため、消費税の取扱いが明確でない場合、事業期間中における消費税率変更時の改定作業が混乱するため。	お見込みのとおりです。消費税を除く国内企業物価指数です。
165	事業契約書（案）		別紙10	3	(1)	①		物価変動の指標値 ※記	「ここに示した各指標は、消費税を含んだ価格にて調査されている」とのご説明がありますが、この注記は消費者物価指数を対象としたものであり、事業期間中における消費税率変更時の取扱いを明確にするため、「消費者物価指数は、消費税を含んだ価格にて調査されているため、改定計算における指標の比較においては、消費税率の変動を考慮して計算する。」と修正される（修正版が公表される）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。消費税を除く国内企業物価指数です。
166	事業契約書（案）		別紙11	3	(2)			運営等業務の損害分担	運営等業務の損害分担について、新型コロナウイルス感染症流行時の外出自粛要請等による影響に対して実施された「鳥取県指定管理者減収補填」の措置と同様にPFI事業者および指定管理者への減収補填をすることを想定されていると理解してよろしいでしょうか。	現状で明確にお答えできませんが、施設の維持に必要な補填等の検討を行うことになると考えます。
167	事業契約書（案）		別紙13	3	(2)	③		定期モニタリング	業務報告書の提出が「翌月10日まで」とありますが、「翌月10開庁日」に修正願います。1月や5月は祝日等の関係で10日までの提出が現実的ではない場合がございます。	現在の指定管理業務においても翌月10日までの提出となっております。修正は行いません。なお、日報の提出は不要とします。
168	事業契約書（案）		別紙13	4	(2)			モニタリングの方法	「上半期の計算書類等」の提出がございますが、市内企業が主体的な役割を担って事業を運営するにあたっては負担が大きく参加のハードルが高いため、計算書類は年1回とさせていただきます。以下の理由も考慮頂きご検討願います。 ①SPCが行う業務は各業務担当企業にパススルーするため、業務履行状況がSPC収支に影響を及ぼすことはないかと存じます（半期に1回作成する実益がないかと存じます）。 ②半期に1回計算書類を作成する場合、これに要する会計・税務監査費用が生じますが、これは事業費に含まれるところ、効果的な事業費の割り振りとは評価しがたいかと存じます。 ③使用料金に関する情報は要求水準書p53において「業務報告書」に記載して市に報告することが定められており、こちらで対応可能かと存じます。	「上半期の計算書類等」については、指定管理業務に係る事業計画との比較が可能な程度の収支状況の把握できる資料提出を意図しており、ご指摘のような負担に繋がるものではないと認識しておりますが、3（2）③の定期モニタリングの業務報告書の一部として取り扱う方が適切と考えますので、事業契約書（案）を修正いたします。
169	事業契約書（案）		別紙13	6	(2)	①		是正レベルの認定 （レベル2）	表中に「重大な支障となる事象」は、「重大な支障となる事象」の誤記のため、修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。修正いたします。
170	事業契約書（案）		別紙14					民間付帯事業	「提案に基づき契約締結時までに作成し決定する」とありますが、本事業では優先交渉権者の決定（令和6年1月中旬下旬）から事業仮契約の締結（同2月）と短期間での手続きとなるため、本別紙に記載すべき項目（事業場所・実施条件等）の記載版を回答とともに公表頂きますようお願いいたします。	民間付帯事業については、都市公園法第5条に基づく設置・管理により実施することを想定しており、申請内容は米子市都市公園条例第3条に規定しております。申請書の様式は以下のリンク先に掲載しておりますので、記載項目についてはこちらを参考としてください。 <a href="https://www.city.yonago.lg.jp/9987.htm">https://www.city.yonago.lg.jp/9987.htm</a>
171	事業契約書（案）							ページ番号	61ページ以降にページ番号が振られておりませんので、このたびの募集要項等に関する質問・意見への回答時に、事業契約書（案）の必要箇所に変更・修正処理を行ったうえで、61ページ以降にもページ番号を付けて頂けないでしょうか？	ページ番号を付与します。
172	その他							ネーミングライツ	ネーミングライツに関してはどのようにお考えでしょうか？	新体育館については、ネーミングライツを設定する考えはありません。既にネーミングライツを設定している公園及び公園内の施設については、現権利者との契約に基づき取扱いを決定いたしますので、PFI事業者から提案を求めることはありません。

